

第3章 薩摩川内市がめざす教育の姿

本市は、東シナ海に面した変化に富む白砂青松の海岸線、市街部を悠々と流れる一級河川「川内川」、蘭牟田池を始めとする湖やみどり豊かな山々、地形の変化の美しい甌島など、多種多様な自然環境を有するとともに、歴史的な遺産や伝統芸能など、教育的風土や文化にも恵まれています。本市誕生以来、こうした教育的資源を活用しながら、「地域の特色を活かした教育文化のまちづくり」を教育目標として、主体性・創造性・国際性を備え、ふるさとを愛する人間性豊かでたくましく生きる市民の育成に努めてきました。

これからの社会においては、知識基盤社会の進展、高度情報化、少子高齢化、国際化が加速する中で、「知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現をめざす市民」、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる市民」を育成することが求められています。

また、市民憲章には、

「美しい自然と、古い歴史を誇りとする わたしたち薩摩川内市民は、
 やさしくすれば、心はかよう。 はなしをすれば、だれでもわかる。
 考えさえすれば、みちはひらける。 やりさえすれば、かならずできる。
 という信条をもって 明るく豊かなまちをつくります。」

と、薩摩川内市民としての心のもちようがうたわれています。

これらのことから、本市においては、教育の基本目標を、

『ふるさとを愛し 心豊かにたくましく生きる 薩摩川内のひとづくり』

としており、次の3つの視点からこれからの薩摩川内のひとづくりを進めます。

よりよい自分をめざし、人間性豊かで創造的に生きる

人は皆、人間としてよりよく生きたいと願っています。そして、その人生は、人様々に夢を描き、希望を持ち、また、悩み、苦しみ、人間としての在り方や生き方を自らに問いかけながら自らの人格を磨いていく道程であります。

市民一人一人がそれぞれのライフステージに応じて学習したり、文化活動やスポーツ活動を楽しんだりすることのできる環境を整備し、豊かな人生を送ろうとする人材の育成に努めます。

小中一貫教育の充実を始めとする「薩摩川内らしい教育」の充実を図り、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」などの「生きる力」を身に付け、大きな夢や希望を抱く人材の育成に努めます。

自他ともに尊重し、よりよい社会づくりに主体的に関わる

本市は、少子高齢化や過疎化が進行し、地域によっては地域づくりの担い手の減少や地域の衰退が懸念されます。

市民一人一人が社会を構成する一員であるという自覚を持ち、ときに切磋琢磨し、ときに協調しながら、個性を認めあい、心の通う明るく元気な地域社会づくりに積極的に参画する人材の育成に努めます。

地域住民がさまざまな形で学校運営や教育活動に関わることを通して、社会全体で子供を育てる機運を高めるとともに、子供たちには異年齢集団や地域の中での交流を通じた学習活動や体験活動を推進し、活気ある社会づくりに貢献する人材を育成します。

ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとに尽くす

本市は、国定公園に指定された甌島をはじめ、川内大綱引や東郷文弥節人形浄瑠璃など、みどり豊かな自然と古い歴史と伝統を誇りとしています。

市民一人一人が郷土の豊かな自然や歴史、伝統文化に誇りを持ち、力を合わせてまちづくりに積極的に取り組み、発展させようとする人材の育成に努めます。

地域間交流や本市ならではの教育活動を推進し、ふるさとに学び、ふるさとを愛し、誇りに思い、将来にわたってふるさとに貢献しようとする志を高く持った人材の育成に努めます。

第4章 今後の5年間に取り組むべき施策

I 未来をたくましく生きる力を育む教育の推進

本市の未来を担う子供たちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の調和のとれた「生きる力」を身に付け、変化の激しいこれからの社会を、大きな夢と希望を抱き、自信をもってたくましく生きていけるよう、次の施策を推進します。

1 小中一貫教育の充実

(1) 全中学校区における小中一貫教育の充実

義務教育9年間を通して児童生徒を育てる小中一貫教育のよさを取り入れながら、全中学校区で小中一貫教育を推進していきます。

- 9年間を見通した「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進していきます。
- 教職員の授業交流が意図的かつ計画的に実施できるように、カリキュラム・マネジメントによる9年間を見通した教育課程編成を推進していきます。
- 学力向上に重点化した小中一貫教育研究推進委員会や小中一貫教育研究公開の在り方等について研究を深めていきます。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
小6の中学校入学前の不安感	58.3% (H30)					50% 未満

(2) ふるさと教育と「ふるさと・コミュニケーション科」の充実

本市独自のふるさと・コミュニケーション科を一層充実させ、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思い、将来にわたってふるさとに貢献していこうとする心情や態度を育てていきます。

- 新学習指導要領の3つの資質・能力を基に改定したふるさと・コミュニケーション科の目標等から、教育課程の改善を推進していきます。
- 「薩摩川内元気塾事業」や「甌アイランドウォッチング事業」、「小学校綱引競技大会」等を実施し、子供たちのふるさと意識を更に醸成していきます。
- 小中一貫教育読本「ふるさと薩摩川内学」(改訂版)をふるさと・コミュニケーション科や他教科等で効果的に活用することを推進し、ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思い、ふるさとに尽くそうとする心を育てる「ふるさと教育」の充実に努めます。

(3) 英語力向上プラン事業の充実

今後グローバル社会で活躍する児童生徒の英語力の育成を目指し、今後も英語力向上プラン事業を充実させていきます。

そのため、小学1年からの英語教育を今後も継続していくとともに、専門的

に英語指導のサポートを行う英語指導支援員（EST: English teaching Support Teacher）を活用し、学級担任と共同で授業を行う（ティーム・ティーチング）により効果的な指導を行っていきます。

ア 英語サマーキャンプの実施

英語サマーキャンプを夏休みに実施し、二泊三日、ALT等と英語だけの生活を行わせることで、児童生徒の英語に対する興味・関心を高めるとともに実践的なコミュニケーション力を育てていきます。

イ 中学校英語発表会の実施

自分の思いや考え等を自由に英語で表現する力を育成するために、1年は英語によるスキット、2年は英文の暗唱文の発表、3年は英語での弁論の発表会を設定していきます。

ウ 英語検定試験の支援

日常生活に必要な実践的な英語力の習得及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英語検定試験の受験を積極的に奨励していきます。特に、中学校で学習する範囲である5級、4級、3級については英語検定試験の支援を行います。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
中学校卒業時における英語検定試験3級以上の取得率	41.4% (H30)	➔				55.0%

(4) コミュニティ・スクールの充実

ア 学校関係者評価の機能の充実

本市のコミュニティ・スクールは、学校関係者評価の機能を学校運営協議会に取り入れて一体的に推進することが特色です。

学校関係者評価委員会で明らかになった課題をどのように解決していくかを学校運営協議会で話し合い、その内容を具現化するための組織を立ち上げるなどして、全中学校区の実態に応じた特色ある活動を推進していきます。

イ 地域と共に創るコミュニティ・スクールの充実

社会に開かれた教育課程の実現に向け、社会教育課が所管する「さつません дай学校応援団」との連携を強化したり、学校を核として地域づくりを展開する「地域学校協働活動」との連携を図ったりして、地域と学校が更に一体となって、児童生徒の健全な育成を目指していきます。

2 知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育の推進

小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から新学習指導要領による教育課程が完全実施されます。

今回の学習指導要領では、子供たちに必要な資質・能力を、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養の三つの柱に整理しています。今後も、知・徳・体の調和のとれた力、すなわち「生きる力」を子供たちに育む教育の推進を行っていきます。

(1) 確かな学力の育成

ア 学ぶ楽しさや喜びを味わう授業づくり

「学ぶ楽しさや喜びを味わう授業」を目指して、「本物の授業を創る10の提案」を基に、自校化した授業改善のための推進プランを各学校で作成させ、学習指導要領で求められている「主体的・対話的で深い学び」となる授業づくりの工夫・改善を推進していきます。

また、児童生徒の確かな学力の定着のために、学校では、解けなかった問題が解けるようになるまで、何回もチャレンジする「100点チャレンジ」の取組を充実させていきます。繰り返し行うことで学力の定着を図るとともに、子供たちに「分かった。」「できた。」という自信や「自分もやればできる。」という自己肯定感を育みます。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R2	R3	R4	R5	R6
標準学力検査(NRT)の偏差値平均(全国を50とした場合)	小4 9.4 (R1)					53.0
	中4 8.8 (R1)					52.0

イ 家庭学習の充実

学力向上のために、家庭との連携を深め家庭学習を充実させていきます。具体的には、児童生徒が主体的に取り組めるように、「家庭学習・生活の手引」を活用した家庭学習や、児童生徒の学習意欲が高まるような予習と連動させた課題の工夫を推進していきます。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R2	R3	R4	R5	R6
家庭学習時間 「学年×10分+30分以上」	小6 8.0 (R1)					80.0
	中5 6.0 (R1)					80.0

ウ ICT活用の充実

情報教育担当者等研修会やICT活用研修会を開催し、ICTによる教育指導を充実させるなど、教職員のICT活用指導力の向上に努め、併せて、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。また、授業において、学習効果

を高めるために、Z!Stream（ジーストリーム）やかごしま学力向上支援Webシステム等を効果的に活用し、テレビ会議システムを利用した交流学習等を充実させていきます。

さらに、小学校で新たに始まるプログラミング教育を教育課程に位置付ける研修の推進や、ICT支援や外部の企業・団体等との連携を図ります。

プログラミング教育：児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

<（数値）目標>

項目	現状の数値	R2	R3	R4	R5	R6
教職員のICT活用指導力の「活用できる」評価	平均83.0% (H30)					90%

(2) 心の教育の推進

ア 規範意識を高めるための対応

集団生活においては、誰もが安心安全に生活できる規則や個々の規範意識が不可欠であることを、教育活動のあらゆる場面において指導するとともに、共通理解・共通実践の場づくりを推進します。

また、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める、実効性のある教育課程編成の工夫・改善を計画的に進めるようにします。

さらに「特別の教科 道徳」を要とし、児童生徒一人一人が「考え、議論する道徳」の推進を図るとともに、学校のあらゆる教育活動を通じて、道徳の実践力を身に付けた児童生徒の育成を推進していきます。

イ いじめ問題への対応

規範意識や情報モラルについての研修を更に充実させるとともに、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーの配置、市少年愛護センターにおける相談業務など、教育相談体制の充実を図ります。また、平成26年に制定し、平成30年に改定した「薩摩川内市いじめ防止基本方針」に基づき、インターネット上の問題行動を含むいじめ問題への対応に今後も努めていきます。さらに、児童生徒から相談を受けた場合、即時に家庭・学校が関係機関と連携し、解決を図るよう努めます。

ウ 不登校への対応

不登校児童生徒を対象とした適応指導教室「スマイルルーム」の運営を充実させるとともに、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカー等と連携したり、「市中学校生徒連絡会」を活発に行ったりするなど、児童生徒の社会性や自立心等を育成します。

また、不登校個別支援計画に基づき、児童生徒個々の実態に応じた支援に努めていきます。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
学校に行くことが楽しいと感じる全児童生徒の割合	97.6% (H30)					100%
不登校の出現率(中学生)	1.35% (H30)					1.00%

エ 問題行動等への対応

教職員においては、生徒指導上の課題を解決するチームとしての組織力をより一層充実させるとともに、未然防止や早期発見のためにスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、心の教室相談員、適応指導教室の指導員と学校及び関係諸機関のより密な連携を図ります。

特に、スクールソーシャルワーカーについては、必要に応じて連絡会を開催し、現状把握と情報の共有化を推進するとともに、迅速な対応を目指します。

また、心の教室相談員や適応指導教室の指導員とも、定期的に相互の情報交換を行っていきます。

(3) たくましい体の育成

ア 基本的生活習慣の確立

基本的生活習慣の確立を図るために、朝食をとっている児童生徒の割合の向上や就寝時刻の改善、スマートフォンやゲーム等の使用時間の適正化など、全てにおいて保護者の協力が必要です。今後も、「早寝・早起き・朝ご飯、笑顔であいさつ・お手伝い」を合言葉に、PTA活動や家庭教育学級、学校保健委員会等を活用して、引き続き保護者への啓発を図っていきます。

(ア) 朝食をとっている児童生徒の割合の向上

本市で作成した「食に関する指導年間指導計画基底」を活用して、学級活動を中心とした食に関する指導を更に充実させ、朝食の大切さについて、児童生徒の意識の高揚を図っていきます。

(イ) 就寝時刻の改善

家庭学習強調週間や生活リズム改善週間などの設定を推進し、児童生徒と保護者が話し合いながら生活リズムチェックなどを実施し、生活習慣の改善を図っていくようにします。

(ウ) 電子機器（スマートフォンやゲーム等）の使用時間の適正化

生活リズムチェック表の活用、ノーメディアデーの設定、スマートフォンやゲーム等との正しい付き合い方の講演会の開催などで、取組の充実を図っていきます。

イ 体力・運動能力の向上

毎年実施する全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を参考にして、

市全体や各学校の分析を行い、様々な対策を講じていきます。

(ア) 体力向上への取組の推進

児童生徒の体力・運動能力や地域の実情に応じた「一校一運動」を今後も推進します。また、体育の学習では、体ほぐしの運動や多様な動きをつくる運動、各学校の課題となる運動などを行い、バランスのとれた運動能力を身に付けさせます。

さらに、本市の伝統行事である「綱引」や「薩摩川内はんや」を積極的に取り入れ、学校・家庭・地域が一体となった体力向上に努めていきます。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
全国を100としたときの 児童生徒の体力・運動能力 (小・中学生全学年対象)	97.01 (H30)					105

※ 毎年実施される「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から算定

(イ) 運動時間の確保

小学校では、運動時間が確保されており運動をする児童が多い傾向がみられますが、中学校では、運動をする生徒とあまり運動をしない生徒の二極化（特に女子）が見られることから、次のことを重点的に取り組んでいきます。

- 授業では、体を動かすことの楽しさや喜びを感じさせながら、運動に親しませる時間を確保する。
- 体育学習で体力の課題に応じた補強運動の実施をする。
- 「一校一運動」や「一家庭一運動」の取組を継続する。

ウ 学校保健の充実

自分の体に対する興味・関心を高めるために、学校における保健指導の充実を図っていきます。

(ア) 健康教育の充実

学級活動や保健体育科の授業で行う保健指導等を通して、自分の健康課題をしっかりと把握させ、自分の体に関心をもたせていきます。また、健康な体の状態や望ましい生活習慣について、主体的に考えさせる授業を展開していきます。

(イ) 歯と口の健康の改善

本市においては、小・中学校のDMFT指数が、全国平均や鹿児島県平均を上回っています。また、むし歯の治療においても適切に治療できている児童生徒と、様々な要因により治療ができていない児童生徒のいわゆる二極化が見られます。むし歯予防に最も有効とされる「フッ化物洗口」については、今後も継続して行い、児童生徒の歯と口の健康づくりに努めます。併せて、歯周病予防に有効なブラッシング指導についても、これまで

の取組を更に充実できるようにしていきます。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
DMFT指数 (中学1年)	1.05本 (R 1)					0.7本

DMFT指数とは、未処置歯(D)、喪失歯(M)、処置歯(F)の合計を被験者数で割った一人当たりのDMFの本数

エ 学校安全・防災の充実

これまでに本市が行ってきた新入学児童生徒への交通安全・防犯用品の無償配布や危機管理マニュアル(火災、地震、津波、原子力災害、風水害、不審者対応等)の作成と見直し、全中学2年生や全教職員を対象にした普通救命講習会の実施などを継続し、万が一の事件や事故に備えた態勢づくりに努めていきます。

(ア) 安全教育の充実

各学校で行っている交通安全教室や避難訓練、防犯訓練など、安全に関する取組については見直しと改善を推進していきます。

特に、原子力防災訓練については、それぞれの学校の立地状況に応じた訓練を充実させるとともに、放射線副読本や原子力防災リーフレットを活用した放射線教育の充実を図っていきます。

水害に対する教育については、「水防災河川学習プログラム(国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所作成)」を活用して、水害から生活を守る工夫などの学習について充実を図っていきます。

(イ) 通学路の安全確保

学校運営協議会で校区安全マップを提示し検討するなど、学校・保護者・地域が一体となった取組を推進していきます。

通学路安全推進会議では、今後も国や県・市の道路管理者や地元警察署、市PTA連合会などとの連携を深めながら、児童生徒の安全確保に努めていきます。また、令和元年度に作成した「キッズセーフティマップ」を活用し、保護者・児童生徒の意識を高めていきます。

(ウ) 自転車使用時の安全確保(ヘルメット着用・自転車損害賠償保険等加入)

児童生徒のヘルメット着用・自転車損害賠償保険等への加入については、県の条例により保護者の義務となっていることから、PTA活動や家庭教育学級、学校保健委員会等を通して、保護者に啓発を図っていきます。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
ヘルメット着用率 (小・中学生全学年対象)	91.8% (H 30)					100%

オ 食育の充実

栄養教諭が全ての学校で食に関する指導が実施できるように、今後も全ての学校を兼務し、食育の充実を図っていきます。

(ア) 食に関する指導の充実

「食に関する指導年間指導計画基底（本市作成）」の活用・改善を図りながら、食に関する指導の充実を図っていきます。保護者に対しては、学校保健委員会や市学校保健会などにおいて、食の大切さについて考える場を設定し、意識の向上を図っていきます。

(イ) 食物アレルギーへの対応

医師が作成する食物アレルギーへの対応等を記載した生活管理指導票の提出を徹底させ、家庭・学校・給食センターとの連携を密にしながら安心安全な給食に努めていきます。

また、食物アレルギー対応委員会の進め方や緊急時の対処方法など、具体的な資料（DVDや練習用のエピペン[®]など）を活用しながら研修を進めていきます。

(4) 特別支援教育の充実

障害のある幼児児童生徒の交流及び共同学習の機会を増やし、共に尊重し合いながら協働して生活していく共生社会を目指すインクルーシブ教育システムの構築を推進します。

ア 計画的な教育相談や教育支援委員会の実施

特別支援学校と連携した巡回相談や障害社会福祉課と連携した保育所等の訪問支援を通して、幼児児童生徒の実態を把握し、計画的な教育相談を行ったり、教育支援委員会を開催したりすることで、個に応じた就学指導の充実に努めます。

イ 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と活用

一人一人の教育的ニーズに応じた教育課程や個別の指導計画、個別の教育支援計画については、対象となる幼児児童生徒において100%の作成を目指し、その活用を推進します。

ウ 特別支援教育支援員の効果的な配置

個別の指導計画の内容を精査して、特別支援教育支援員を効果的に配置します。

エ 移行支援シートの作成

移行支援シートについては、保護者の理解を得ながら連携を図っていくことで、100%の作成を目指し、幼小中高まで、切れ目のない支援体制づくりを推進します。

(5) 幼児教育の充実

- ア 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた教育課程の編成
各幼稚園においては、幼稚園教育要領に示された幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえた教育課程を編成し、教育課程の実施状況を評価して、その改善を図っていきます。
- イ 計画的な交流活動の実施
幼稚園の適正規模を保つための再編を見通して、隣接園との計画的な交流を推進します。
- ウ 幼小連携の推進
小学校教員との意見交換や合同研究の機会を増やして、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有したり、幼児一人一人のよさや指導の過程を幼稚園幼児指導要録に具体的に記したりすることで連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を推進します。

(6) 学校給食の充実

- ア 学校給食の管理、運営体制の整備
学校給食センターにおいては、施設設備の日常点検、定期点検を行いながら、安全・安心でおいしい学校給食の提供に努めるとともに、老朽化した施設設備については、年次的に整備に努め適正な運営を図ります。
また、食材費である学校給食費未納問題の解決に向け、学校やPTAと連携を図りながら取り組んでいきます。
- イ 安全・安心な学校給食の充実
安全・安心な食材の使用や地場産物の活用を推進するために関係機関との連携を図ります。
特に、青果物については、生産者等と調整を図りながら、地場産物を活用した学校給食の提供に努めます。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地場産物の活用	23.0% (H30)					26.0%

(7) 学校における業務改善の推進

- 学校における業務改善は、教師が心身の健康を損なうことがないようにするとともに、教師としての専門性を高め、より分かりやすい授業を展開するなど、これまでの教育の質を維持・向上することを目的としています。
県が示した「学校における業務改善アクションプラン」では、目標を「正規の勤務時間を超える勤務は月45時間以内」、「教職員の80%以上が『業務改善が進んでいる』と実感」と設定しています。

本市でも、県のアクションプランに基づいて、①業務改善に対する意識改革、②事務の負担軽減と専門スタッフ等の活用、③授業準備の効率化と時間確保、④部活動に係る勤務状況の改善の観点で、次のとおり具体的な取組を年次的に推進していきます。

主な具体的取組内容の中でも、特に事務負担軽減のための統合型校務支援システムの導入促進については、積極的に取り組みます。

また、二学期制については、業務改善の推進状況を見極めながら、有効性を研究していきます。

「学校における業務改善アクションプラン」に基づく本市の主な具体的取組の内容

年次的な取組（1年目：◎ 2年目：○ 3年目：□）

観 点	学 校	市教育委員会
① 業務改善に対する意識改革	◎ 出退時刻記録システム等の導入促進 ○ 適切な勤務時間の管理 ○ リフレッシュウィーク・定時退校日の設定 □ 退勤目標時刻の設定など	◎ 出退時刻記録システム等の導入促進 ○ 心身の健康問題についての相談窓口の設置 □ 教職員の業務に係る研修の実施
② 事務の負担軽減と専門スタッフ等の活用	◎ 「チームとしての学校」の体制づくり ○ かがしま学校応援団等の活用 □ 事務の負担軽減	◎ 統合型校務支援システムの導入促進 ○ 地域学校協働活動推進委員などの養成と資質向上 □ 各種調査、報告物等の15%削減
③ 授業準備の効率化と時間確保	◎ 授業準備等の時間確保 ◎ かがしま学力向上支援Webシステム等の活用 ○ 教材の共有化	◎ 学校に作成を求めている報告物等を整理・合理化 ○ 会議等の年間総時間数の20%削減 □ 専科指導教員の配置
④ 部活動に係る勤務状況の改善	◎ 部活動方針と活動計画の策定 ○ 指導・運営体制の構築 ○ 部活動休養日等の設定	◎ 外部指導者の協力体制づくり ○ 部活動の適切な運営の在り方について周知 □ 大会運営の見直しや統廃合等の要請

学校における業務改善アクションプラン（鹿児島県教育委員会）

(8) 教職員の資質・指導力の向上

教職員には、確かな学力を身に付けさせる実践的な指導力を向上させることが求められます。そのために、次のことに努めていきます。

ア 校内研修の充実

各学校では研修テーマを設定し、テーマに基づいた研究授業や授業研究を行っており、学校教育課指導主事や鹿児島純心女子大学教員、県総合教育センター研究主事等を講師として招へいし、専門的な指導助言を基に授業改善できるように努めていきます。

イ 外部研修会への参加

学校教職員研修派遣事業等により、先行研究を行っている学校の公開研究会への出席や県総合教育センター等の公的教育施設での研修を推進します。また、本市の学習指導法研修会やICT活用研修会、情報教育担当者研修会、

小学校英語指導力向上研修会、複式学級担当者研修会等において、学校現場の状況、課題等を十分に把握した上で、研修会の内容を改善していきます。
ウ 指導主事と各学校との連携

中学校区ごとに担当指導主事を配置し、学力向上や小中一貫教育の研修等についても、地域に密着した細やかな指導がなされていくように努めていきます。また、「三方よし、学び合いプロジェクト（L・E・O）」により学校間を繋いだ校内研修の充実を図っていきます。

三方よし、学び合いプロジェクト：研究授業等をオープンにして、他の学校の授業を見せ合うプロジェクト。
「三方よし」とは、「見てよし・見せてよし・子供にとってよし」のこと。

(9) 高等学校との連携

本市には公立の高等学校が3校、私立の高等学校が1校あり、「生活指導連絡協議会」、市学校保健会による「保健・安全研究会」等、市内小・中・高等学校と連携を図っています。また、高等学校においては、学力向上に向けた授業公開や「中高連絡会」、「体験入学」に取り組んでいます。今後も小・中・高等学校との連携の在り方について研究を重ね、連携を深めていきます。

(10) 鹿児島純心女子大学との連携

鹿児島純心女子大学と薩摩川内市教育委員会は、平成18年9月に連携協力に関する協定を締結しました。密接な連携のもとに学校教育及び生涯学習等の分野において相互に協力し、教育活動の充実及び人材の育成に寄与することを目的として、平成23年度から「地域連携教育プロジェクト」を開始し、「学校インターンシップ」、「教職フィールドワーク」を実施しています。また、平成27年には包括的連携協定を締結し、わくわく薩摩川内土曜塾「基礎・基本学習講座」や「英語サマーキャンプ」に学生の協力を得ながら活動の充実を図ったり、「こども大学」や「研究サポート事業」において、学校の校内研修に鹿児島純心女子大学の講師を招へいしたりしています。今後も、市内にある唯一の大学との連携を積極的に進めていきます。

3 教育環境の充実

(1) 学校等の再編

学校等の再編は、「市立小・中学校等の再編等に関する第2次基本方針」における本市としての望ましい学校規模の考え方に基づき、「学校の統廃合」、「通学区域の見直し」等の視点から、児童生徒数の推移、地域の実情、歴史的な経緯、地理的環境、統廃合の効果、緊急性の有無を考慮しながら、中長期的な見通しに立って進めていきます。

今後の具体的な進め方は、次のとおりです。

ア 甌島地域の中学校においては、現在複式学級の中学校や今後複式学級が見込まれる中学校について、保護者や地域住民の理解を得ながら早期の再編を目指します。

イ 小学校においては、児童の減少等により、地域住民・保護者等からの意見や要望等があれば再編について検討していきます。

ウ 公立幼稚園の園児数は減少傾向にあり、園児数が10人に満たない小人数の幼稚園では、社会性や集団性を培う上での課題もあり、入園状況や各地域の幼稚園や認定こども園の設置状況を見極め、地域住民や保護者の希望等も把握しながら公立幼稚園の再編をしていきます。

(2) 教材・教具及びICT関連設備の整備

ア 教材・教具

新学習指導要領の改訂などの教育内容に応じた整備を図ります。

イ 学校図書

蔵書冊数が学校図書館図書標準を満たすように、各分野のバランスのとれた図書購入に努めます。

ウ ICT関連機器の整備

耐用年数を経過したものを計画的な更新に加え、新学習指導要領実施に向けてのICT環境整備を推進します。

(3) 保護者への経済的支援

ア 就学援助の充実

義務教育期間における就学の援助を必要とする世帯が増加傾向にあることから、的確な認定による経済的支援に努めます。

イ 奨学資金制度等の周知と積極的な活用の推進

学業が優秀であるにもかかわらず、修学が困難である生徒に対し、給付型の特別奨学資金の支給により、保護者の経済的負担軽減を図ります。また、公益財団法人鹿児島県育英財団等の奨学資金貸付制度の活用促進を図り、経済的理由によって進学を断念し、就学の道を閉ざすことがないよう、必要な支援を行います。

ウ 通学支援

市内小・中学校の学校統合後の通学方法については、スクールバスや路線バスを活用するなど、児童・生徒の安全・安心を確保し、再編による保護者の新たな経済的負担が生じないように、必要な支援に努めます。

また、市立小・中学校及び義務教育学校に通学する遠距離の児童・生徒の保護者に対し、通学に要する経費の負担を軽減するため、必要な支援に努めます。

(4) 校舎等の整備

平成30年度に策定した学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設整備を進めます。

今後の具体的な施設整備について、

- ア 長寿命化策として、校舎及び屋内運動場の外壁・屋根改修及び床改修を中心に実施することで、施設の機能回復や安全性確保を図ります。
- イ 長寿命化策で効果が見込めない校舎等について、危険改築対策を行うことで、多様な学習機能に対応できる安全で安心な施設整備を図ります。
- ウ 環境整備策として、児童生徒数の増加による教室不足の解消に伴う校舎の増築を始め、トイレの洋式化やプールろ過機の改修及び受水槽・高架水槽の改修を行うとともに、施設の維持管理費の軽減を図るため、屋内運動場等の照明のLED化を進めます。

II 地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進

家庭・学校・地域が連携・協働し、次世代を担う青少年を守り育てるため、次の施策を推進します。

1 家庭の教育力の向上

(1) 家庭教育学級の充実

社会環境や家庭環境の複雑化に伴い、幼児や児童への虐待防止、規則正しい生活習慣やしつけの在り方、不登校、いじめ問題などに加え、SNSが抱える課題や関わり方等について、様々な問題に対応できるように家庭教育の質的向上を図る必要があります。市内の幼稚園、小・中・義務教育学校に家庭教育学級を開設し、問題解決に向けた話し合いやその成果の情報共有を行うとともに、専門知識を有する講師を招き、こども園等も含め家庭教育に関する講演会を開催します。

(2) 子育てサロンの充実

子育て中の保護者を対象に、子育てサポーター養成講座を受講し登録されたサポーターが、子育ての悩みや育児の相談に応じたり、同じ悩みや不安を抱える保護者の交流を行うことで育児負担の軽減を図ります。

子育てサポーターの養成等を進め、子育て世代への相談体制の充実を図り、子育てを支援する体制を構築します。

(3) PTAや子ども会活動の充実

子供を取り巻く環境は、急速な社会情勢の変化とともに様々な問題を抱えています。子供たちに一番身近な保護者の組織であるPTAや異年齢の子供たちの組織である子ども会の活動を支援し充実を図ります。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
家庭教育学級参加者数						
学校で行う学習	延べ 14,947人	→				15,000人
市全体で行う学習	延べ 929人					1,000人

2 地域の教育力の向上

(1) 学校支援ボランティア事業の充実

小中一貫教育を支える仕組みの一つとして、地域の多くの方々に小・中・義務教育学校の教育活動の支援者として事業に協力していただいています。

子供たちにとっては郷土愛の醸成や大人とのコミュニケーション能力の向上の場、地域の方々にとっては、学んだことや経験したことをボランティアとしていかす場が広がることで、地域の教育力の向上につながっており、更なる充実を図ります。今後は、地域と学校が双方向で連携・協働した活動を行う「地域学校協働活動」の充実を図ります。

(2) 放課後の子供たちの安全・安心の確保

放課後に子供たちの安全・安心な居場所として放課後子ども教室を設け、地域の協力を得て学習活動やスポーツ活動、地域住民との交流活動などを実施することにより、地域の教育力向上や子供たちが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

(3) 「青少年育成の日」と「家庭の日」の取組の充実

県では、毎月第3土曜日を「青少年育成の日」、翌日の日曜日を「家庭の日」と定めています。

これは、二つの日を連動させ、家庭・学校及び地域社会が三者一体となることで、青少年の健全育成の一層の効果を期待しているものです。

家庭は青少年の人格形成や生活習慣・社会のルールなどを身に付ける原点であり、円満で明るい家庭をつくれるよう、家庭教育の充実を図ります。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
学校支援ボランティアの登録者数、実施件数	513人 573件 (H30)					550人 600件

3 指導者の指導力向上

(1) 指導者養成研修会の充実

県、地区及び関係機関や社会教育団体と連携した研修会、少年自然の家を活用した体験活動指導者養成講座の実施等、高齢者、女性、PTA、子ども会等の指導者の研修機会の拡充を図ります。

(2) 青少年育成者の連携・交流

「青少年育成の日のつどい」等、青少年育成市民会議の活動の内容の充実を図り、青少年育成指導者の交流機会の拡充を図ります。また、各地域に配置した少年愛護委員の班会や班長連絡会では、青少年の現状や健全育成の情報を共有し、研修機会の拡充を図ります。

4 総合的なネットワークの連携強化

(1) 青少年の健全育成

ア 青少年育成市民会議活動の充実

地域での青少年育成会等の活動を充実させ、保護者、地域、学校ぐるみで、青少年を育てる環境づくりを進めます。

非行の防止や不審者から青少年を守るために街頭補導を実施し、青少年の健全育成に努め、地域で実施される青少年育成活動事業の充実を図ります。

また、青少年育成市民会議や少年愛護委員連絡会議、青少年問題協議会等の関係機関の連携を強化し、青少年の健全育成に地域社会全体で取り組みます。特に、地域の青少年（健全）育成会の活動の充実を図り、支援に努めます。

また、SNS利用に関連する危険性や課題について、講演会等を通じ保護者への啓発を図ります。

イ 青少年フレッシュ体験事業

有島三兄弟記念館姉妹館盟約を結んでいる北海道ニセコ町の児童生徒との相互交流を行い、有島三兄弟の文学と芸術作品を訪ねる感動体験、雄大な北海道の自然体験を通して、心身ともにたくましい青少年を育成するとともに、集団の中で幅広い視野をもった青少年の育成を図ります。

(2) 少年愛護センター活動の推進

少年愛護センターでは、青色防犯パトロール車による安全パトロール・街頭補導などを実施し、また各地域に配置した少年愛護委員の班会や班長連絡会において情報を共有し、相互の連携により、今後も地域ぐるみで青少年の健全育成に努めます。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R2	R3	R4	R5	R6
地域の青少年（健全）育成会の活動回数、活動人数	125回 12,048人 (H30)					130回 12,500人

5 「少年自然の家」における青少年教育・生涯学習の充実

(1) 「少年自然の家」における活動の充実

体験活動の拠点である少年自然の家においては、関係機関・団体等と連携し、「出会い・体験・感動」のテーマのもと、3つのけじめ（静と動・時間・場所）と6つの出会い（不自由・人・自然・新しい体験・常識・自分）を柱に、さまざまな活動を通して思いやりの心やどんな困難にも打ち勝つ強い精神力などを養うとともに、ふるさとのすばらしさを体験できる野外活動事業、自然体験事業、ものづくり事業、プラネタリウム活用事業等を展開します。

ア 野外活動事業

情操及び社会性を豊かにするとともに、心身を鍛練し、心豊かでたくましく生き抜く薩摩川内っ子（ぼっけもん）の育成を目指し、大自然にチャレンジする野外活動事業の充実に努めます。

イ 自然体験事業

家庭教育を支援し、四季折々の自然に触れながら家庭の絆や役割を体験できる家族で参加する自然体験事業の充実に努めます。また、「星」をテーマとした夢と感動を体験できる事業を推進します。

ウ ものづくり事業

ふるさとの恵まれた自然を理解し、その自然の素材を活かしたフォトフレームや木工ペンダントなどのものづくり事業を行います。

エ プラネタリウム活用事業

少年自然の家のプラネタリウムを有効活用し、星座や天体への興味関心を高め、科学する心を育むことを目指して、プラネタリウムを活用した事業を推進します。

オ 集団宿泊学習を始めとする学校教育を補完する事業

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等が主体となっで行われる集団宿泊学習や幼稚園、保育園のお泊まり保育の受け入れを推進し、それぞれの学習活動に対して指導・支援の充実に努めます。

また、「ふるさと・コミュニケーション科」等、学校の授業での体験活動や調査活動の指導・支援に努めます。そして、学年や学級PTA、家庭教育学級等で行われる野外活動、創作活動、レクリエーションの受け入れや出張指導を積極的に推進し、その充実に努めます。

さらに、不登校の小・中学生を対象とした適応指導教室と連携を図り、子供の社会性や自立心等の育成を目指し、体験的適応指導教室「リフレッシュin寺山」を行います。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
利用状況	37,466人 (H30)					39,000人

(2) 「少年自然の家」の効果的な活用

体験活動の拠点である少年自然の家では、専門の指導者や整えられた施設・設備を十分に活かして、集団宿泊学習や野外活動等を通じた健全な青少年の育成の場、さらには、市民の生きがいきづくりや生涯学習の場として、主催事業の企画や受け入れ事業を推進し、青少年のみならず、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の利用を促進します。

ア 主催事業

一般成人のニーズや時代の要請に応じて、自然の素材を活かしたものづくり事業、少年自然の家の施設・設備を活用した野外活動事業、地域の指導者を対象とした指導者養成事業を推進します。

イ 受入指導等

学校の他に、ファミリー、子ども会、PTA、部活動、スポーツ少年団、企業等の求めに応じて、野外活動や創作活動、レクリエーション等の受け入れの充実を図ります。さらに、創作活動やレクリエーション等の出張指導も積極的に推進し、誰もが利用できるよう情報発信機能の充実を図ります。

ウ 自主学級や学習グループ

少年自然の家の施設・設備を活かして、陶芸等のものづくりを中心とする自主学級や学習グループの育成と活動支援を積極的に行い、仲間づくりやふるさと学習など、魅力ある地域づくりに貢献する場としての機能の充実を図ります。

エ 施設の整備充実

当所は建設から34年が経過し、施設の老朽化による問題が予想されます。今後、効率的・効果的な管理や修繕を行いながら長寿命化を施し、施設の有効活用を図ります。

(3) 「少年自然の家」における青少年指導者の育成

「地域指導者育成事業」や「出張指導」等、学校、地域、子ども会、PTA、児童クラブ等で行われている青少年育成活動を充実させるために、レクリエーションの概要や実施方法、大人と子供とのかかわり方等について理解を深め、青少年育成指導者としての資質向上と意欲付けを図ります。

Ⅲ 生涯学習の充実をめざす環境づくりの推進

いつでも・どこでも学ぶ機会が提供され、日常生活で生きがいや充実感を感じられるよう、次の施策を推進します。

1 生涯学習の展開

公民館等における生涯学習の充実

中央公民館及び地域公民館を拠点として、全域の地区コミュニティセンターと連携し、教養講座や生きがいきづくりに資する講座等、生涯学習活動の更なる充実

を図ります。

また、地域全体で生涯学習を進めるため、地区コミュニティ協議会が主催する各種生涯学習講座や社会教育講演会及び自主学級や学習グループへの指導・助言を行います。

生涯学習リーダーやボランティアリーダー養成を行うとともに、生涯学習の成果の活用を促進します。また、市民への生涯学習情報の提供とまなびネットセンターを含めた学習相談体制の充実を図ります。

さらに、公民館の十分な活用と安全を図るため、公民館等施設改修保全計画に沿った維持補修に努めます。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市民大学講座参加者数(延べ人数)	4,830人 (H30)	→				5,000人

2 図書館機能の充実と読書活動の推進

市民の自主的な学習・文化・余暇活動を支援する生涯学習の拠点施設として、市民に親しまれ、利用しやすく市民生活の役に立つ図書館づくりを目指します。

(1) 市民に親しまれる図書館運営

ア 図書館資料の整備・充実

社会状況に即し利用者目線に立った魅力ある図書館資料の整備や充実に努め、図書館利用の促進を図ります。

イ 図書館サービスの充実

貸出や図書検索、相談業務(レファレンス)を始め、団体貸出・宅配や県内外の図書館を利用した相互貸借による貸出など、サービスの充実に努めます。

ウ 読書環境づくり

利用者が充実した時間が過ごせるよう、施設・設備の適切な維持管理・改修に努めます。

また、閲覧コーナーなど施設環境の整備・工夫に努めます。

(2) 読書活動の推進

ア 事業の開催

図書館利用につながる教養講座等の開催や参加者同士の交流が図れる読書会などの事業に取り組みます。

イ 読書活動の充実

「おはなし会」や「ビブリオバトル」などに取り組み、学校との連携や読書グループ等への研修会開催など、読書活動の推進に努めます。

ビブリオバトル: ひとりひとりが好きな本を持ち寄り、順番に本を紹介しあい、参加者全員で読みたくなった本に投票する書評ゲーム。

(3) 機材（16ミリ等）・教材（DVD等）の活用による利用促進

既存の16ミリ映写機やフィルムなどの活用とともに、視聴覚機材・教材（DVD等）の充実や視聴覚映像（ICT関連）の講習などに取り組み、学校教育、自治会（サロン）など社会教育においては、機材・教材を活用した映画会開催などによる利用促進に努めます。

<（数値）目標>

項目	現状の数値	R2	R3	R4	R5	R6
中央館・分館の入館者数（各年度末）	124,931人 (H30)	▶				126,000人
住民一人あたりの貸出冊数	3.60冊 (H30)	▶				3.62冊

3 生涯学習を進めるコーディネート機能の充実

(1) 人材バンク等の活用

生涯学習人材バンク「すてきびと」への登録を促進し、市民への情報提供や公民館講座、家庭教育学級、地区コミュニティ協議会主催の生涯学習講座講師等としての普及・活用を推進します。また、指導者養成研修会への社会教育団体等からの参加を推進し、専門的知識を有する指導者の育成とその活動を支援し、学習成果の活用を図ります。

(2) わくわく薩摩川内土曜塾の充実

毎月第4土曜日を「わくわく薩摩川内土曜塾」として、行政や民間企業等が行う体験学習や活動の情報を提供し、児童生徒が自由に選択し、有意義で安全に過ごせる環境づくりを行います。また、学校の土曜授業に活用できる出前授業の情報収集・提供を進めます。

<（数値）目標>

項目	現状の数値	R2	R3	R4	R5	R6
すてきびと登録者数	60人 (H30)	▶				70人

IV 誇りと愛着のある地域文化の保存・継承・活用

先人たちが残した貴重な文化財を市民とともに次世代への保存・継承等を行いながら歴史・文化に触れることができるよう、次の施策を推進します。

1 文化財等の保存・継承・活用

(1) 清色城跡や入来麓伝統的建造物群保存地区等の活用

清色城跡や入来麓伝統的建造物群保存地区等を修理・修景事業や街なみ環境整備事業等により保存整備に努めるとともに、市内の指定文化財への誘導案内

及び利用促進を図るため、誘導案内板、標柱等の設置を推進します。また、「薩摩の武士が生きた町 ～武家屋敷群『麓』を歩く～」として日本遺産に認定された入来麓など構成文化財等の活用を、構成市でつくる協議会と連携して進めていきます。

(2) 甕島の各種文化財等の活用

甕島は国定公園でもあり、長目の浜周辺は「甕島長目の浜及び潟湖群^{せきこぐん}の植物群落」として国の天然記念物の指定を、下甕島の鹿島断崖の一部が「下甕島夜萩円山断崖の白亜系姫浦層群」として県の天然記念物指定を受けました。上甕島及び下甕島で発見された恐竜化石を含めた、これらの甕島の豊かな自然遺産の保護と活用に努めていきます。また、「来訪神：仮面・仮装の神々」としてユネスコ無形文化遺産に拡張登録された甕島のトシドンの保存継承について、登録行事の保存会及び関係市町で構成する協議会と連携して取り組むとともに、「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群『麓』を歩く～」として日本遺産に認定された里麓、手打麓など構成文化財等の活用を入来麓と同様に、構成市でつくる協議会と連携して進め、甕島への集客や地域の活性化を図ります。

(3) 天辰寺前古墳と川内川流域の古墳等の活用

県指定史跡の「天辰寺前古墳」を始め端^{はしのりょう}陵、中^{なかのりょう}陵、横岡古墳、安養寺丘古墳、船間島古墳などの川内川流域に点在する古墳の地形測量等を行いながら、古墳文化としての保存と活用に努めます。

(4) 川内大綱引の保存・活用

本市の「川内大綱引」が平成31年3月28日「薩摩川内の大綱引き」として国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されました。今後は、国の指定を目指して、更に調査・研究を行い、貴重な文化財の保存と継承・活用に努めていきます。

2 文化財愛護意識の高揚

本市の文化・文化財・歴史に触れてもらい、郷土愛を育み、文化財愛護意識の高揚を図るため、市民を対象とした文化財少年団、文化財ボランティア団体等の育成を図るとともに、本市の文化財を知るための出前講座を実施し、文化財の普及啓発活動を推進します。

さらに、遺跡分布図を活用し埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、開発行為に伴う円滑な発掘調査を推進します。

3 文化財の総合的な保存・活用

平成31年4月に施行された改正文化財保護法に基づく「文化財保存活用地域計画」の策定のため、地域の文化財の悉皆調査を実施し、データベースの構築を図り、文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の整備を進めていきます。

4 文化活動の推進

(1) 文化・芸術活動を発表する場の提供

市民の意欲的な創作活動や市民主体の芸術文化事業を奨励・支援し、魅力あるまちづくりに資するための文化まちづくり事業の推進に努めます。

国指定史跡の薩摩国分寺跡史跡公園を活用した「薩摩国分寺秋の夕べ」や、「薩摩川内市芸能祭」等の文化イベントを実施し、市民の芸術鑑賞機会の充実を図るとともに市民の文化芸術活動に対する意欲を高めるため、日頃の活動の成果を発表する場を提供していきます。

また、建設中のコンベンション施設や入来文化ホールを文化芸術の拠点施設として活用を図ります。

川内歴史資料館や川内まごころ文学館では、郷土ゆかりの歴史資料や人物に関する資料の収集・保存を行うとともに、展示公開の場として歴史・文化学習の拠点に位置づけ、各郷土館や旧増田家住宅などは、地域の歴史文化を発信する場として、その積極的な活用を図ります。

< (数値) 目標 >

項目	現状の数値	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
川内歴史資料館・川内まごころ文学館の入館者数 (年間)	17,996人 (H30)	→				19,000人
入来麓旧増田家住宅等の 入館者数 (年間)	10,137人 (H30)	→				11,000人

(2) 地域文化の継承・発展

各地域に伝わる郷土芸能等の伝承活動を推進し、将来に確実に継承されていくよう活動や発表への支援を行うとともに郷土芸能の保存伝承への意識を高め、まちづくりに生かしながら地域社会総がかりで継承に取り組んでいけるよう、保存団体の活動や後継者の育成を支援します。